

法人単位資金収支計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

第一分第一様式
(第十七条第四項関係)

法人名：宗教法人 覚正寺

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保有事業収入	175,330,000	174,946,086	383,914	
	受取利息配当金収入	60,000	59,475	525	
	その他の収入	1,870,000	1,861,155	8,845	
	事業活動収入計(1)	177,260,000	176,866,716	393,284	
	支出				
人件費支出	127,850,000	127,568,982	281,018		
事業費支出	27,515,000	27,462,815	52,185		
事務費支出	4,845,000	4,590,768	254,232		
その他の支出	1,650,000	1,628,270	21,730		
事業活動支出計(2)	161,860,000	161,250,835	609,165		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	15,400,000	15,615,881	△215,881		
定額資産による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
固定資産取得支出	400,000	385,000	15,000		
施設整備等支出計(5)	400,000	385,000	15,000		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△400,000	△385,000	△15,000		
その他の活動による収支	収入				
	長期貸付金回収収入	1,200,000	1,200,000		
	その他の活動収入計(7)	1,200,000	1,200,000	0	
	支出				
積立資産支出	16,200,000	16,200,000			
その他の活動支出計(8)	16,200,000	16,200,000	0		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△15,000,000	△15,000,000	0		
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	230,881	△230,881		
前期末支払資金残高(12)	47,304,149	47,304,149	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	47,304,149	47,535,030	△230,881		

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

中間保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

第一号第四様式
(第十七条第四項関係)

法人名：宗教法人 覚正寺

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A) - (B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	175,330,000	174,946,086	383,914	
	委託費収入	169,400,000	168,936,330	463,670	
	委託費基本分収入	149,000,000	148,622,740	377,260	
	処遇改善等加算(基礎分)	15,300,000	15,235,175	64,825	
	処遇改善等加算(要件分)	5,100,000	5,078,415	21,585	
	その他の事業収入	5,930,000	6,009,756	△79,756	
	補助金事業収入	5,510,000	5,392,476	△82,476	
	受託事業収入	420,000	417,280	2,720	
	受取利息配当金収入	60,000	59,475	525	
	受取利息配当金収入	60,000	59,475	525	
	その他の収入	1,970,000	1,661,155	8,845	
	利用者等外給食費収入	1,630,000	1,628,270	1,730	
雑収入	240,000	232,885	7,115		
事業活動収入計(1)		177,260,000	176,866,716	393,284	

中間保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

第一分第四様式
(第十七条第四項関係)

法人名：宗教法人 寛正寺

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支 支出	人件費支出	127,850,000	127,568,982	281,018	
	職員給料支出	64,355,000	64,160,993	194,007	
	職員俸給支出	59,200,000	59,146,942	53,058	
	職員諸手当支出	5,155,000	5,014,051	140,949	
	職員賞与支出	27,200,000	27,158,741	41,259	
	非常勤職員給与支出	21,520,000	21,512,920	7,080	
	退職給付支出	1,075,000	1,072,800	2,200	
	法定福利費支出	13,700,000	13,663,528	36,472	
	事業費支出	27,515,000	27,462,815	52,185	
	給食費支出	12,710,000	12,700,181	9,819	
	保健衛生費支出	1,420,000	1,415,187	4,813	
	保育材料費支出	2,330,000	2,326,346	3,654	
	水道光熱費支出	4,800,000	4,793,570	6,430	
	消耗器具備品費支出	860,000	859,576	424	
	保険料支出	800,000	785,797	14,203	
	賃借料支出	3,500,000	3,489,642	10,358	
	車輛費支出	1,030,000	1,029,516	484	
	雑支出	65,000	63,000	2,000	
	事務費支出	4,845,000	4,590,768	254,232	
	福利厚生費支出	1,100,000	1,068,953	31,047	
	職員被服費支出	135,000	131,098	3,902	
	旅費交通費支出	10,000	7,060	2,940	
	研修研究費支出	500,000	408,380	91,620	
	事務消耗品費支出	540,000	538,122	1,878	
	印刷製本費支出	260,000	259,590	410	
	修繕費支出	650,000	630,434	19,566	
	通信運搬費支出	390,000	337,917	52,083	
	会議費支出	30,000		30,000	
	広報費支出	50,000	43,600	6,400	
	業務委託費支出	120,000	112,590	7,410	
	手数料支出	90,000	87,884	2,116	
	租税公課支出	100,000	97,850	2,150	
保守料支出	500,000	497,880	2,120		
雑支出	370,000	369,410	590		
その他の支出	1,650,000	1,628,270	21,730		
利用者等外給食費支出	1,650,000	1,628,270	21,730		
事業活動支出計(2)	161,860,000	161,250,835	609,165		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	15,400,000	15,615,881	△215,881		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	施設整備等支出計(5)	400,000	385,000	15,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△400,000	△385,000	△15,000		

中間保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

第一号第四様式
(第十七条第四項関係)

法人名：宗教法人 寛正寺

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
その他の活動による収支	収入				
	長期貸付金回収収入	1,200,000	1,200,000		
	長期貸付金回収収入	1,200,000	1,200,000		
	その他の活動収入計(7)	1,200,000	1,200,000	0	
	支出				
	積立資産支出	16,200,000	16,200,000		
	施設整備等積立資産支出	15,000,000	15,000,000		
	修繕積立資産支出	1,200,000	1,200,000		
	その他の活動支出計(8)	16,200,000	16,200,000	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△15,000,000	△15,000,000	0	
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	230,881	△230,881	
前期末支払資金残高(12)		47,304,149	47,304,149	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		47,304,149	47,535,030	△230,881	

※本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略することができるものとする。
 ※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。